

---

# 上越市若者奨学金返還支援助成金



## 交付申請の手引き

---

### 目次

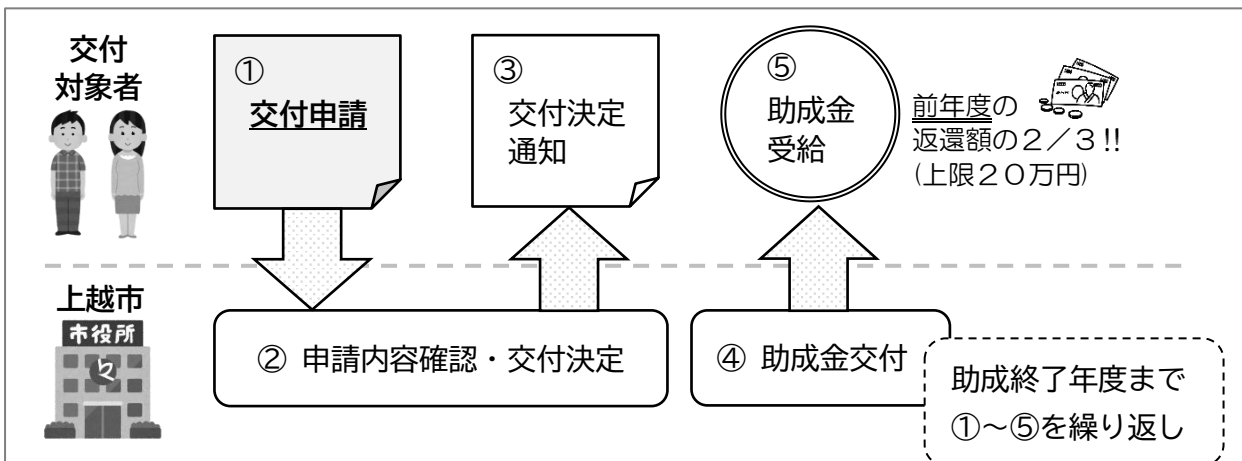
(1) はじめに	P1
(2) 申請から交付までの流れ	P2
(3) 提出書類 ※交付申請書の記載例は P3・P4 に掲載	P2
(4) 交付申請受付期間	P8
(5) 留意事項	P8
(6) 提出・問合せ先	P8

上越市 総合政策部  
総合政策課

# (1) はじめに

- 助成金の交付を受けるには、交付申請の手続きが必要です。
- 提出書類受理後に審査を行い、交付決定について通知を送付し、指定口座に助成金をお振込みいたします。  
 ※振込予定日や振込完了の連絡は行いません  
 ※市の振込日は、原則毎週金曜日です（適宜通帳等での確認をお願いします）
- 助成終了年度まで、毎年度交付申請の手続きが必要となります。毎年3月15日（土休日の場合は翌営業日）までに必ず書類を提出してください。  
 ※受付期間を過ぎた場合は、助成金を交付することができませんので、ご注意ください（郵送の場合は必着）
- 交付申請に関し、偽りや不正の手段により、助成金の交付を受けたことが判明した場合は返還を求められることがあります。

## 〔交付申請のイメージ図：令和8年度から助成終了年度まで〕

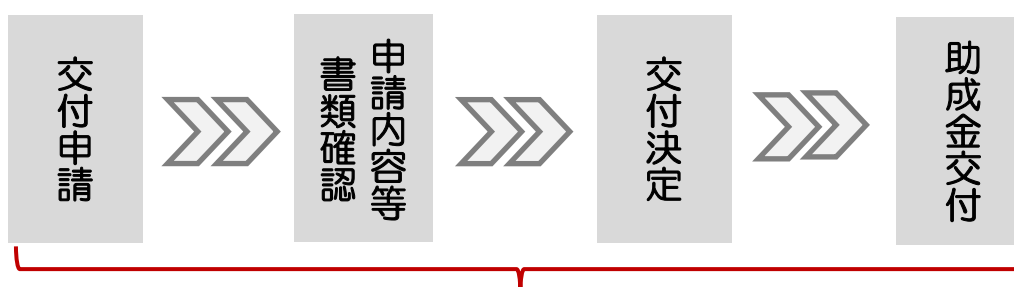


◎令和9年3月31日時点の年齢が24歳の方の場合

年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
年齢	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳
奨学金	返還						
手続き		R7返還分 交付申請	R8返還分 交付申請	R9返還分 交付申請	R10返還分 交付申請	R11返還分 交付申請	R12返還分 交付申請
助成金		受給	受給	受給	受給	受給	受給

助成対象期間：72か月（6年間分）

## (2) 申請から交付までの流れ



交付申請の受理日から概ね2か月程度で助成金を交付

※申請が集中した場合などは、上記より日数がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください

## (3) 提出書類

次の書類を、電子申請又は持参、郵送により提出してください。

交付申請の際は、前年度の奨学金返還額がわかる書類が毎年度必要となりますので、紛失等のないようご注意ください。

①	上越市若者奨学金返還支援助成金交付申請書（様式第5号） 市のホームページからダウンロードできます
②	前年度の奨学金返還額がわかる書類の写し 口座振替の状況がわかる通帳の写し（申請者本人口座に限る）、 奨学金貸与機関が発行する返還額証明書や領収証の写し など  *通帳の写しを提出される方は P5 をご確認ください。  *日本学生支援機構の奨学金を返還していて、通帳の写し以外の 書類を提出される方は P6 をご確認ください。  *日本学生支援機構以外の奨学金を返還していて、通帳の写し以外の 書類を提出される方は P7 をご確認ください。

※提出された書類の内容を電話等で確認させていただく場合がありますので、提出書類の写しを保管しておいてください

提出書類①：上越市若者奨学金返還支援助成金交付申請書(第5号様式)記載例

〔表面〕

◎申請書は、申請者ご本人が直筆で記入してください。

第5号様式(第9条関係)

上越市若者奨学金返還支援助成金交付申請書

**交付申請年度末時点の年齢**を記入  
(例：令和7年度に交付申請する場合は、令和8年3月31日時点の満年齢)

令和 8 年 4 月 30 日

上越市若者奨学金返還支援助成金の交付を受けないので、次のとおり申請します。

ふりがな	じょうえつ たろう		生年月日	平成 16 年 6 月 1 日
氏名	上越 太郎		年齢	22歳(申請年度末現在)
住所	〒 943-8601 上越市木田1丁目1番3号			
電話番号	090-****-****			
E-mailアドレス	joetsu.xxx@xx.jp			
登録年度 登録番号	令和 * 年度		第 *	
交付 申請額	前年度返還額 (A)	218,820		
	(A)×2/3 (B) 千円未満の端数切捨て	145,000 ※端数切捨て		
	交付申請額 (B)と20万円のうち低い額	145,000 円		
就業 情報	就業先名称	株式会社****		
	就業先所在地	上越市〇〇1丁目*番*号		
添付書類 (□にレ点)		就業先所在地は本社ではなく、実際に就業されている支店や事業所等の住所を記入してください。		
<input checked="" type="checkbox"/> 前年度の奨学金返還額を確認することができる書類の写し				

登録決定通知書を確認の上、記入

申請書類について、市から内容確認の連絡をさせていただく場合がありますので、日中でも連絡のとれる電話番号やメールアドレスを記入してください

**前年度の返還額**を記入  
(例：令和7年度に交付申請する場合は、令和6年度の返還額)  
添付書類の返還額と一致しているか必ず確認してください

就業されていない場合は、「無職」と記入してください

レ点を必ず記入

〔参考：交付申請額の計算方法〕

- ①前年度返還額…18,235円×12か月=218,820円
- ②前年度返還額の3分の2の額…218,820円×2/3≒145,000円(端数切捨て)
- ③交付申請額…145,000円(145,000円<200,000円)

〔裏面〕

申請者本人名義の口座を記入してください

※ゆうちょ銀行の場合は、通帳に記載されている店名が支店名となります。（例：一二八支店）  
支店名の記入がないとお振り込みができませんので、ご注意ください

振込先口座情報 ※本人口座に限る。

金融機関名	上越銀行	支店名	***支店						
預金種目	普通・当座	口座番号	1	2	3	4	5	6	7
フリガナ	ジョウエツ タロウ								
口座名義	上越 太郎								

誓約・同意事項（□にレ点を記入してください。）

上越市に定住する意思を持って居住しています。

（個人情報の取扱いに関する同意）

助成金の交付の審査のため、総合政策課の職員が、次の公簿等の閲覧又は確認をすることに同意します。

- (1) 住民基本台帳
- (2) 納税状況
- (3) 本市が貸与する奨学金の返還免除の状況

（移住定住に関する調査への同意）

当市の移住定住に関する支援業務実施のため、申請書に記載された情報を関係部署で共有することに同意します。

（上越市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく暴力団の排除のための誓約）

- (1) 助成金を暴力団の活動に使用しません。
- (2) 助成金の交付の対象となる事業により暴力団に対し利益を供与することはありません。
- (3) (1)又は(2)に反する場合は、この申請を却下され、助成金の交付対象者の登録若しくは交付の決定を取り消され、又は交付を受けた助成金を返還することを承諾します。

上記について誓約します。

入力を済ませ、レ点を記入

※レ点の記入漏れがある場合は、交付申請書を受付けることができませんので、  
ご注意ください

提出書類②：前年度の奨学金返還額がわかる書類の写し

■通帳の写しを提出する場合

申請者本人が奨学金を返還していることが要件となりますので、通帳の写しを提出する場合は、申請者本人名義の口座に限ります。

「表紙裏の見開きページ」と口座振替の情報が記載された「取引明細のページ」の写しを提出してください。

なお、Web 通帳（アプリ）の場合は、紙通帳同様に画面を印刷したものを提出してください。

〔例：表紙裏の見開きページ〕

◎紙通帳（通帳を開いた1・2ページ目）



◎Web 通帳



〔例：取引明細のページ〕

※前年度の奨学金返還額がわかるページを全て提出

※奨学金の返還額以外の部分の黒塗り可

普通預金（兼お借入明細）				
年月日	お取引内容	お支払金額	お預り金額	差引残高
24. 4. 10	振替	18,235 円	●●●イクエイカイ	256,874 円
24. 5. 10	振替	18,235 円	●●●イクエイカイ	184,759 円
24. 6. 12	振替	18,235 円	●●●イクエイカイ	166,524 円
24. 7. 10	振替	18,235 円	●●●イクエイカイ	149,620 円
)				
25. 1. 10	振替	18,235 円	●●●イクエイカイ	89,681 円
25. 2. 12	振替	18,235 円	●●●イクエイカイ	71,356 円
25. 3. 11	振替	18,235 円	●●●イクエイカイ	194,855 円

## ■通帳の写し以外の書類を提出する場合 日本学生支援機構

日本学生支援機構の奨学金を返還しており、通帳の写しではなく、「**奨学金返還額証明書**」を提出される方は、証明書の対象期間を助成金の交付申請を行う前年度（4月1日～3月31日）に指定して、日本学生支援機構に発行を依頼してください。（証明書の発行は「スカラネット・パーソナル」からも可能です）

対象期間に誤りがある証明書が提出された場合は、再提出を依頼することになりますので、あらかじめご了承ください。

〔例：令和8年度に交付申請する場合〕

証明書の対象期間：**「令和7年4月1日から令和8年3月31日まで」**

ただし、令和7年10月から奨学金の返還を開始した方は  
「令和7年**10**月1日から令和8年3月31日まで」となります。

\*日本学生支援機構の「奨学金**返還額**証明書」

※返還証明書とは異なりますので、ご注意ください。

<b>奨学金返還額証明書</b>		<b>見 本</b>
奨 学 生 番 号	810-**-*****	
氏 名	機構 太郎	
学 校 名	機構大学	
		(令和**年 **月 **日現在)
対 象 期 間	****年**月**日 から ****年**月**日 まで	
返 還 額	***, ***円	
元 金	***, ***円	
利 息	**, ***円	
<p style="font-size: small;">指定された対象期間に返還いただいた返還額は上記のとおり相違ないことを証明する。 令和**年 **月**日</p>		
東京都中央区銀座6-18-2 独立行政法人日本学生支援機構 奨学事業戦略部長		青 英 一 郎
 JASSO		 (印影印刷)

※日本学生支援機構ホームページより引用

■通帳の写し以外の書類を提出する場合 **日本学生支援機構以外**

日本学生支援機構以外の奨学金を返還しており、通帳の写しではなく、奨学金貸与機関が発行する「返還証明書」、「領収証」などを提出される方は、

**①奨学金返還先機関名、②氏名、③前年度の返還年月日、④返還額**

が全て記載されているかを確認してください。(複数枚ある場合は、全て提出)

〔例：返還証明書〕

令和8年4月15日

上越 太郎 様

●●●●●●奨学金返還証明書

あなたに貸与した奨学金の返還額について下記のとおり証明します。

返 還 日	返還金額	返還残額
令和7年4月10日	18,235円	1,681,765円
令和7年5月10日	18,235円	1,663,530円
令和7年6月12日	18,235円	1,645,295円
令和7年7月10日	18,235円	1,627,060円
令和7年8月10日	18,235円	1,608,825円
令和7年9月11日	18,235円	1,590,590円
令和7年10月10日	18,235円	1,572,355円
令和7年11月10日	18,235円	1,554,120円
令和7年12月11日	18,235円	1,535,885円
令和8年1月10日	18,235円	1,517,650円
令和8年2月12日	18,235円	1,499,415円
令和8年3月11日	18,235円	1,481,180円

●●●●●●育英会 印

〔例：領収証〕

領 収 証

上越 太郎 様

218,820 円

令和7年度の奨学金返還分として  
令和7年 9月30日 上記正に領収いたしました

●●●●●●育英会 印

## (4) 交付申請受付期間

令和9年3月15日(月)まで〔郵送の場合：3月15日(月)必着〕

※受付期間を過ぎた場合は、助成金を交付することはできません。

※助成終了年度まで毎年度交付申請の手続きが必要です。

※令和9年度以降も、毎年3月15日までに提出してください。

(3月15日が土休日の場合は、翌営業日までに提出)

## (5) 留意事項

- 交付申請後においても、交付対象者の要件に該当しない場合は助成金を交付することができませんので、あらかじめご了承ください。  
※本助成金は上越市で生活・定住する若者を支援対象としており、住民登録は上越市であっても、週の半分以上は上越市で生活している必要があります。
- 上越市の返還支援制度と新潟県の返還支援制度を併用する場合は、上越市からの交付額を差し引いて、新潟県から助成金が交付されることとなります。詳しくは新潟県しごと定住促進課にお問合せください。
- 氏名や住所など申請内容に変更が生じた場合は、「(6) 提出・問合せ先」へ必ずご連絡ください。

## (6) 提出・問合せ先

### 上越市総合政策部 総合政策課 企画調整係

住所：〒943-8601 上越市木田1丁目1番3号

電話：025-520-5626 (係直通)

Mail：sou-seisaku@city.joetsu.lg.jp

▼電子申請はコチラ



ホームページ

…申請書がダウンロードできるほか、Q&Aを掲載しています。

<https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/kikaku/henkan-shien.html>



※持参による提出の場合は、以下の窓口への提出も可能です。

- \* 各総合事務所 総務・地域振興グループ
- \* 南出張所、北出張所

※メールでお問合せいただく場合は、件名を「奨学金返還支援」関係と分かるようにして送信してください。